

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- ・ 業務規程の一部改正新旧対照表 1
- ・ 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表 .. 2
- ・ 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表 3

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の取消し)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>2 当取引所は、天災地変その他のやむを得ない理由により当取引所のシステム上の売買記録が消失した場合において、消失したすべての売買記録を復元することが困難であると認めるときは、当取引所がその都度定める売買を取り消すことができる。</u></p> <p>3 第1項又は前項の規定により当取引所が売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 取引参加者は、第1項又は第2項の規定により当取引所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年7月22日から施行する。</p>	<p>(売買の取消し)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の規定により当取引所が売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 取引参加者は、第1項の規定により当取引所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</p>

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程
及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(終値取引に係る売買の取消し) 第11条の2 (略)</p> <p><u>2 当取引所は、天災地変その他のやむを得ない理由により当取引所のシステム上の終値取引に係る売買記録が消失した場合において、消失したすべての終値取引に係る売買記録を復元することが困難であると認めるときは、当取引所がその都度定める終値取引に係る売買を取り消すことができる。</u></p> <p><u>3 第1項又は前項の規定により当取引所が終値取引に係る売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 取引参加者は、第1項又は第2項の規定により当取引所が終値取引に係る売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年7月22日から施行する。</p>	<p>(終値取引に係る売買の取消し) 第11条の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 前項の規定により当取引所が終値取引に係る売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 取引参加者は、第1項の規定により当取引所が終値取引に係る売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p>

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引
・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(相対交渉取引に係る売買の取消し) 第18条の2 (略)</p> <p><u>2 当取引所は、天災地変その他のやむを得ない理由により当取引所のシステム上の相対交渉取引に係る売買記録が消失した場合において、消失したすべての相対交渉取引に係る売買記録を復元することが困難であると認めるときは、当取引所がその都度定める相対交渉取引に係る売買を取り消すことができる。</u></p> <p><u>3 第1項又は前項の規定により当取引所が相対交渉取引に係る売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 取引参加者は、第1項又は第2項の規定により当取引所が相対交渉取引に係る売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年7月22日から施行する。</p>	<p>(相対交渉取引に係る売買の取消し) 第18条の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 前項の規定により当取引所が相対交渉取引に係る売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 取引参加者は、第1項の規定により当取引所が相対交渉取引に係る売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p>